

危防第3466号  
令和6年(2024年)1月12日

一般社団法人 佐賀県LPガス協会長 様

佐賀県政策部危機管理・防災局  
危機管理防災課消防保安室長



LPガスの容器・バルク貯槽の処分に係る注意喚起について (依頼)

日頃から本県のLPガスの保安行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月、県内でLPガスの漏えい事故が発生しました。

今回の事故は、バルク貯槽を処分する前に容器検査所等において次の手続きを踏まなかったため、発生したものです。

- 残ガスの廃棄 (回収)
- バルク貯槽のくず化 (切断・穴あけ等)

幸いにも人的被害や爆発・火災の発生はありませんでしたが、付近に火気があれば死傷者発生 of 重大事故につながりかねない、非常に危険な事案でした。

については、再発防止に向け、貴協会の会員事業所に対して、下記により、事故の概要を周知いたさんとともに、再発防止に向け取り組むべき事項を指導願います。

記

1 漏えい事故の概要

- (1) LPガス販売事業者Aは、供用廃止したLPガスのバルク貯槽 (残ガスあり) について、残ガスの廃棄 (回収)、バルク貯槽のくず化 (切断・穴あけ等) の手続きを行わないまま、当該バルク貯槽の処分を産業廃棄物処理業者Aに依頼
- (2) 産業廃棄物処理業者Aは、事業所に当該バルク貯槽を持ち込んだ後、産業廃棄物処理業者Bに処分を依頼し、同社へ移送
  - ※ 移送の際、トラックに搭載する時に釣り上げたバルク貯槽が地面に落下
- (3) 産業廃棄物処理事業者Bの事業所において、ガス取出弁の破損によるLPガスの漏えいを確認

2 再発防止に向け取り組むべき事項

- (1) LPガスの容器・バルク貯槽の処分にあたっては、容器検査所等に残ガスの廃棄 (回収) 及びくず化 (切断・穴あけ等) を依頼すること。(高圧ガス保安法第25条・第56条関係)
  - ※ 残ガスの廃棄、バルク貯槽のくず化は県が登録した容器検査所等で実施
- (2) LPガスの容器・バルク貯槽の移動にあたっては、漏えい防止の観点から技術上の基準を遵守すること。(高圧ガス保安法第23条関係)
  - ※ 事業所に別添チラシを掲示するよう指導方願います。

【参考】高圧ガス保安法（抜粋）

（移動）

第23条 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両（道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

（廃棄）

第25条 経済産業省令で定める高圧ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

（くず化その他の処分）

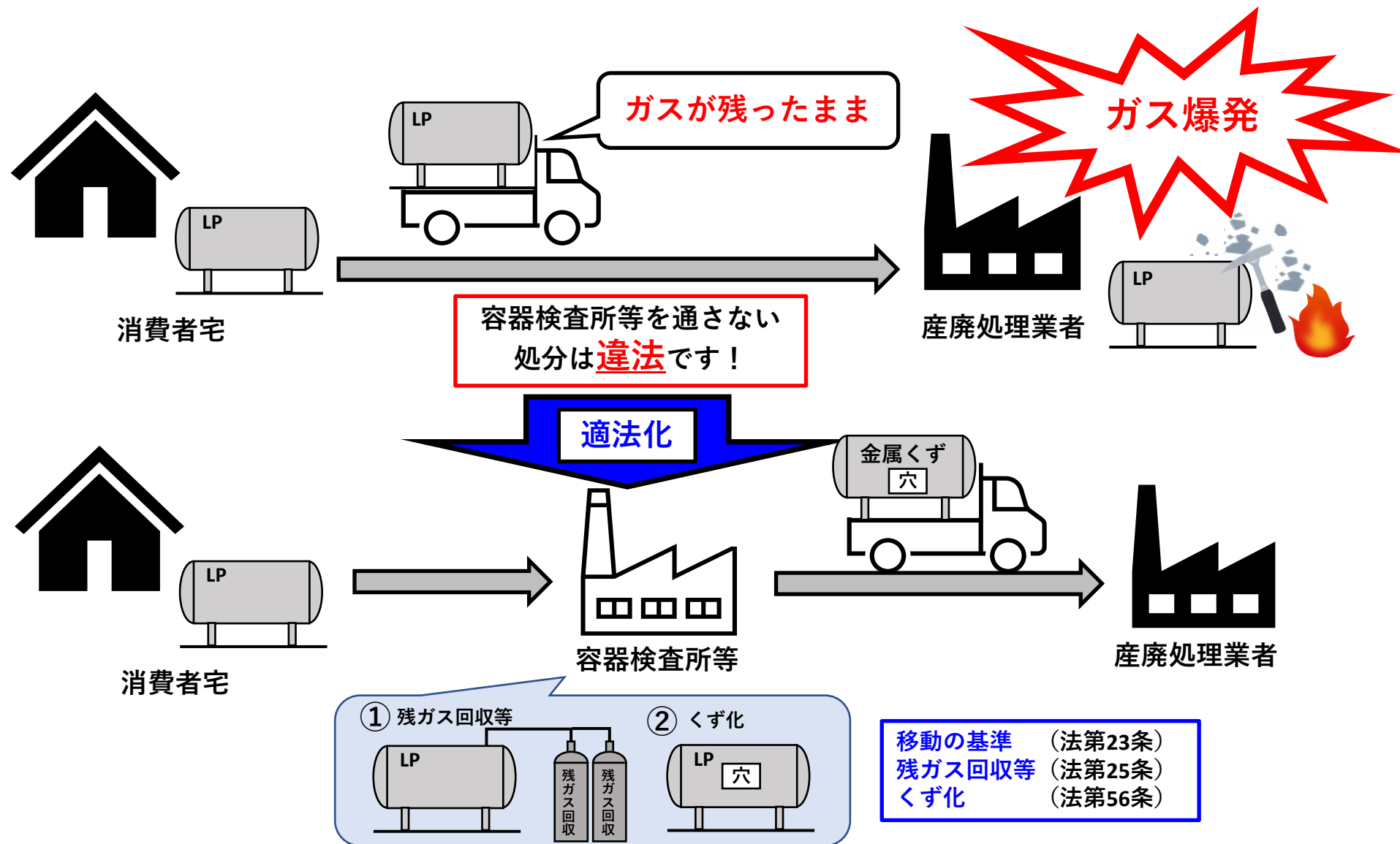
第56条

6 容器又は附属品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附属品として使用することができないように処分しなければならない。

消防保安室 保安担当

TEL : 0952-25-7027

# LPガスの容器・バルク貯槽の処分は、 容器検査所等を通すこと！



正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供の徹底について  
(お願い)

標記につきまして、経済産業省燃料流通政策室(以下、「経産省」)より、別添1のとおり当協会に対し、徹底要請がありました。

本件は、令和3年6月1日に経産省から依頼を受け、同日付け全L協保安・業務G5第37号において、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供について会員等への周知依頼をお願いしたところです。

しかしながら、経産省において、周知依頼後の実態を調査した結果、LPガス販売事業者から賃貸集合住宅の所有者等にLPガス料金の情報提供がなされている割合は低い水準にあり、この取組が十分浸透していないと考えられることから、改めて別添1のとおり当協会に徹底要請とLPガス販売事業者への再周知依頼がなされたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係者に対し、下記の趣旨及び別添1に添付されていますLPガス販売事業者宛の依頼内容を徹底いただくために、改めて、ご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、別添1に添付されていますLPガス販売事業者宛の別添のLPガス料金表(例)の中に記載されている「設備料金：該当なし」の欄については、改正省令の公布から1年後の来年春頃施行予定の制度を前提としたものであることから、現在該当がある場合は、当欄に全ての物品等と各々の金額を表示してください。

また、経産省からは、国土交通省に対しても、別添2のとおり再周知依頼文書が发出されております。

記

1. 自社がガス供給しようとしている賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅については、当該物件のLPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別添の「LPガス料金表」の参考例などにより、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社(賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む)に、日頃から情報提供すること。

なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「LPガス料金表」に必ず記載すること。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供すること。

2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

#### **参 考**

◎資源エネルギー庁ホームページ

**【集合賃貸住宅におけるLPガス料金の透明化】**

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_chintai/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_chintai/index.html)

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、岩田

# 別添 1

令和 6 年 2 月 2 9 日

一般社団法人全国 L P ガス協会  
会長 山田 耕司 殿

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

## 賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い（再周知）

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

また、令和 6 年能登半島地震の被災地への L P ガス供給を担っていただいている事業者の皆様には敬意を表するとともに、引き続き被災者に寄り添い安定供給にご尽力いただきますようお願いいたします。

さて、賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってから L P ガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和 3 年 6 月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者への L P ガス料金の情報提供を依頼する通知を発出しました。

しかしながら、通知発出後の実態を調査した結果、L P ガス事業者から賃貸集合住宅の所有者等に L P ガス料金の情報提供がなされている割合は低い水準にあり、この取組が十分浸透していないと考えられます。

こうした中、令和 5 年 3 月に、当省総合資源エネルギー調査会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて、商慣行是正に向けた議論を再開し、L P ガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう、制度見直しの方向性等について検討してまいりました。

その中で、賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供については、消費者が、入居前に L P ガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという観点からも、L P ガス事業者の自主的な取り組みから格上げし、制度上の措置として位置付けることとしています。これに加え、今後に向けた改善策として、改めて、添付の内容を徹底いただくことを要請いたしますので、会員の L P ガス販売事業者に対し、再周知いただくようお願いいたします。

以 上

令和6年2月29日

L P ガス販売事業者 各位

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

賃貸集合住宅におけるL P ガス料金の情報提供のお願い（再周知）

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってからL P ガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和3年6月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者へのL P ガス料金の情報提供を依頼する通知を发出しました。

しかしながら、通知发出後の実態を調査した結果、L P ガス事業者から賃貸集合住宅の所有者等にL P ガス料金の情報提供がなされている割合は低い水準にあり、この取組が十分浸透していないと考えられます。

こうした中、令和5年3月に、当省総合資源エネルギー調査会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて、商慣行是正に向けた議論を再開し、L P ガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう、制度見直しの方向性等について検討してまいりました。

その中で、賃貸集合住宅におけるL P ガス料金の情報提供については、消費者が、入居前にL P ガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという観点からも、L P ガス事業者の自主的な取り組みから格上げし、制度上の措置として位置付けることとしています。

L P ガス販売事業者の皆様におかれましては、上記のような制度改正が今後予定されていることも踏まえ、改めて、令和3年6月にお願いした下記内容について徹底いただくようお願いいたします。

なお、本再周知については、国土交通省を通じて賃貸集合住宅の所有者・不動産管理会社・不動産仲介会社の団体に対しても行っており、関係者が連携しL P ガス料金の情報提供の取組を推進することでL P ガスの料金透明化に大きく貢献するものと考えています。

記

1. 自社がガス供給しようとしている賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅については、当該物件のL P ガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別添の「L P ガス料金表」の参考例などにより、賃貸集合住宅を管理している所有者又

は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）に、日頃から情報提供すること。

なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「LPガス料金表」に必ず記載すること。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供すること。

2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

以 上

別添

# LPガス料金表 (例)

(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等 :

販売事業者名

連絡先 (電話番号) :

### [料金内訳 (月額、消費税込み)]

基本料金 : 〇〇〇〇円

従量料金 : 〇〇m<sup>3</sup>まで〇〇〇円、〇〇m<sup>3</sup>~〇〇m<sup>3</sup>〇〇〇円、  
〇〇m<sup>3</sup>~〇〇m<sup>3</sup>〇〇〇円、〇〇m<sup>3</sup>以上〇〇〇円

設備料金 : 該当なし

算出方法 :

原料費調整制度 : 現時点の調整額 : 〇〇〇円

による調整額 : 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ  
ください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

### [上記料金による使用量別料金早見表 (単位 : 円/月 (消費税込み))]

m <sup>3</sup> \ m <sup>3</sup>	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

# 別添 2

令和 6 年 2 月 2 9 日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 御中  
参事官（不動産管理業） 御中  
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

「賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い（再周知）」の周知依頼

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってから L P ガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和 3 年 6 月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者への L P ガス料金の情報提供を依頼する通知を发出しました。

しかしながら、通知发出後の実態を調査した結果、L P ガス事業者から賃貸集合住宅の所有者等に L P ガス料金の情報提供がなされている割合は低い水準にあり、この取組が十分浸透していないと考えられます。

こうした中、令和 5 年 3 月に、当省総合資源エネルギー調査会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて、商慣行是正に向けた議論を再開し、L P ガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう、制度見直しの方向性等について検討してまいりました。

その中で、賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供については、消費者が、入居前に L P ガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという観点からも、L P ガス事業者の自主的な取り組みから格上げし、制度上の措置として位置付けることとしています。

そのため、上記のような制度改正が今後予定されていることも踏まえ、改めて、全国の L P ガス販売事業者に対し、「賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い（再周知）」（添付）を周知し、令和 3 年 6 月に依頼した内容の徹底について要請したところです。

つきましては、国土交通省所管の関係業界団体に対しても（添付）を再周知していただくようお願いいたします。

以 上